

第3 具体的な事業活動

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
1 総合対策の実施	(1) 林材業労働災害防止計画(5か年計画)(以下「5か年計画」という。)目標達成に向け労働災害防止活動の推進及び林業・木材製造業労働災害防止規程(以下「防災規程」という。)の遵守徹底	防災計画の中間年として、同計画の目標達成に向けた労働災害防止対策の推進に積極的に取り組むとともに、労働災害の撲滅に向け事業者が遵守すべき基本事項を定めた防災規程が労働災害防止にとって極めて重要であることから、引き続き防災規程の趣旨、内容等の周知啓発及び遵守徹底を図る。	<p>防災計画で掲げた目標達成に向けて、次の事項を中心に計画的、重点的な推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支部・分会による会員事業場への5か年計画及び防災規程の周知及び遵守徹底
	(2) 林材業リスクアセスメントの普及定着	<p>(ア) 林材業リスクアセスメントのテキスト、視聴覚教材、パンフレット等により本年度に計画・実施する各種会議や労働災害防止活動において、林材業リスクアセスメントを強力に推進する。</p> <p>(イ) 本部及び地方駐在安全管理士は、支部において実施する林材業リスクアセスメントの普及定着に向けた活動を支援する。</p>	<p>a 関係行政機関、林材業関係団体等と連携を密にし、本年度に計画・実施する各種会議や労働災害防止活動において、林材業リスクアセスメントの導入を指導する。</p> <p>b 事業者担当者を対象として、林材業リスクアセスメントを習得させるため、講習会の開催と個別事業者への導入指導を行う。</p> <p>特に、重篤な災害を発生させた事業者には、積極的な働きかけを行う。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
<div data-bbox="120 512 163 967" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 2 労働災害防止活動等の支援 </div>	<p>(1) 小規模事業主等に対する労働関係法令等の周知定着【新規】</p>	<p>(ア) 林材業事業主は、総じて小規模零細経営が多く、期間雇用、請負など雇用関係が曖昧で、また、安全衛生諸法令及び事業主責任等に対する認識に不十分な点がみられる。また、労働者においても労働契約や労災補償に関する知識が欠かせないことから、事業主及び労働者に対して労働関係法令の基本的知識を付与することを目的に、支部で「林材業労働法令等集団指導会」(以下「労働法令等集団指導会」という。)を開催する。</p> <p>(イ) 労働法令等集団指導会の実施に当たり、本部においてカリキュラムを作成し、情報提供等を含めた助言指導を行う。</p> <p>(ウ) 地方駐在安全管理士は、必要に応じて労働行政機関等との調整を図り、労働法令等集団指導会開催に係る支部への助言指導、支援を行う。</p>	<p>a 事業主向け及び労働者向けに労働法令等集団指導会を開催する。</p> <p>b 林材業事業主及び労働者等に対し、労働法令等集団指導会への積極的な参加勧奨に努める。</p> <p>c 労働法令等集団指導会の実施に当たり、地方駐在安全管理士と連携を図り、また労働行政機関等の協力を得て、円滑な運営を図る。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
2 労働災害防止活動等の支援	(2)「林材業労災防止専門調査員」による機動的労働災害防止活動の推進【新規】	<p>各都道府県において機動性のある労働災害防止活動を実施するため、「林材業労災防止専門調査員」(以下「専門調査員」という。)を委嘱・任命し、地方駐在安全管理士の指揮の下、災害情報の収集、災害調査の支援、集団指導及び現場パトロール等を実施する。</p> <p>(ア) 都道府県において機動的に活動出来る専門調査員を選任して委嘱・任命する。</p> <p>(イ) 指導用テキスト(マニュアル)を作成し、ブロック別に専門調査員の研修会を実施する。</p>	<p>a 専門調査員研修会の開催支部は、地方駐在安全管理士と連携して研修会の実施に協力する。</p> <p>b 研修修了者、地方駐在安全管理士、労働基準監督機関との合同パトロールを実施する。 (各都道府県2事業場)</p>
	(3)木材製造業に係る安全対策の実施	<p>木材製造業に係る労働災害の減少を期するため、次の対策の周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理体制の確立 ・木材加工用機械作業主任者の選任と職務励行の徹底 ・木材加工用機械の自主点検の実施及び定着 	<p>a 事業場において、経営トップを中心とした安全管理体制の確立を図るよう助言指導する。 また、経営トップ、労働者に対する安全教育を計画的に実施するよう指導する。</p> <p>b 安全衛生推進者、木材加工用機械作業主任者、安全確認者等の選任と各々の職務励行を徹底し、安全装置の取付け、使用及び機能の有効保持に努める。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
2 労働災害防止活動等の支援	(4) 林業労働災害防止機械・器具の開発、改良の支援事業の実施	メーカーの行う安全な作業機械・器具等の開発、改良に当たり、必要な情報・資料の提供等支援に努める。	開発改良候補対象の事業体へ本事業の活用を働きかける。
	(5) ゼロ災活動への支援	林材業ゼロ災推進中央協議会の協力の下、実行委員会を設置し、労災保険収支の改善と労働災害防止について、助言指導及び情報発信を行う。	7支部において、永年無災害を継続しているチェーンソー作業従事者に対して支部長表彰を行う。
	(6) 安全巡回指導の実施	必要に応じ、情報提供を行う。	<p>a 関係行政機関との緊密な連携の下、支部管内における災害発生状況を踏まえ、対象事業場を選定し、安全巡回指導の実施計画を策定の上、的確に実施する。</p> <p>b 実施に当たっては、各事業場における災防規程の遵守徹底、安全管理体制の確立、機械設備の点検整備、安全な作業方法（かかり木処理等）の周知、緊急連絡体制の整備等について、総合的視点から巡回指導を行う。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 3 安全衛生教育の実施 </div>	<p>(1) 安全衛生教育の実施と資格取得の促進</p>	<p>(ア) 法令、通達に基づく各種安全衛生教育に必要な情報の提供を行うとともに、支部が予定する実施計画の報告を求め、ホームページ等に各種講習日程を掲載し、受講者の利便性の向上と受講機会の拡大を図る。</p> <p>また、講習会等の照会に際しては、支部が行う講習会等への受講勧奨を積極的に行う。</p> <p>(イ) 地方駐在安全管理士は、支部が行う各種講習会の実施に当たり、必要に応じ講習会等の企画運営について、助言指導を行う。</p>	<p>a 林材業における労働安全衛生教育専門機関として、労働安全衛生意識の向上と法令等に基づいた資格取得の周知啓発に努め、各種安全衛生教育を計画的に実施するとともに、講習会等への積極的な受講勧奨を行う。</p> <p>特に、かかり木処理に係るものなど間伐作業における労働災害の増加が懸念されることから、「伐木等業務特別教育」等においては、「かかり木処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン（平成 14 年 3 月 28 日付け基安安発第 0328001 号）」について周知徹底を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能講習 ・ 安全衛生特別教育 ・ 能力向上教育に関する指針による教育 ・ 安全衛生教育に関する指針による教育 ・ 林業架線作業主任者免許取得講習 ・ 労働基準局長通達に基づく教育 ・ 林業労働安全衛生対策に係る研修等 <p>b 平成 22 年度各種講習等の実施予定について、計画後、速やかに本部に報告する。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
	(2) 安全管理指導専門家の養成	林業事業体に対し、安全管理を担えるよう専門的な助言指導と技術的支援を行う安全管理指導専門家養成研修を実施する。	各都道府県等行政機関と連携を図り、安全管理指導専門家養成研修の受講者の確保を図る。
3 安全衛生教育の実施	(3) 「緑の雇用担い手対策事業」の安全指導	<p>全国森林組合連合会（以下「全森連」という。）から受託した「緑の雇用担い手対策事業」に関する安全指導業務を効率的・効果的に実施する。</p> <p>本部としては、以下の業務が円滑に実施できるよう全森連と連携を図りつつ、支部に対して必要な調整・指導を行う。</p> <p>(ア) 「基本研修」に係る安全指導 新規に林業作業に従事する者を対象とした研修に係る安全指導</p> <p>(イ) 「技術高度化研修」に係る安全指導 基本研修修了者を対象として、かかり木処理等を安全かつ効率的に行う技術を習得させる研修に係る安全指導</p>	<p>地方取りまとめ機関等関係機関及び研修生を受け入れる事業体との連携を密にしつつ、安全指導業務を円滑に実施する。</p> <p>a 「基本研修」に係る安全指導</p> <p>b 「技術高度化研修」に係る安全指導 集合研修である「風倒木等処理研修」が実施される場合は、地方取りまとめ機関等と連携を密にして必要な協力を行う。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
<div data-bbox="114 472 172 863" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>3 安全衛生教育の実施</p> </div>		<p>(ウ)「森林施業効率化研修(高効率低コスト作業システム研修)」に係る安全指導 低コスト作業路と高性能林業機械を活用した低コスト作業システムを実行する上で必要な技術を習得させる研修に係る安全指導</p> <p>(エ)労働安全強化対策 研修生の労働災害が増加していることを踏まえ、研修生を受け入れる事業体の事業者及び指導員に対し、「緑の雇用」を実施するに当たって特に安全確保の面で留意すべき事項等を周知徹底する。 本部は、当対策が円滑に実施できるよう、全森連との連携を図りつつ、支部が対策を実施するに当たって必要な調整・指導を行う。</p> <p>(オ)現地検討会の開催 支部で実施する安全指導に係る技術・手法の向上を図るため、全国3箇所で、事業体の指導状況、支部安全指導員の指導方法等を調査し、意見・情報の交換を行う。</p>	<p>c 「森林施業効率化研修(高効率低コスト作業システム研修)」に係る安全指導 集合研修である「施業効率化研修」が実施される場合は、地方取りまとめ機関等と連携を密にして必要な協力を行う。</p> <p>d 労働安全強化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する指導 地方取りまとめ機関が実施する「事業説明会」又は支部が実施する「地方打合せ会議」の場において、事業者に対し、事業者責任をはじめとする労働安全確保の重要性、「緑の雇用」を実施する場合の留意事項等を周知徹底する。 ・ 事業体指導員に対する指導 「事業体指導員研修会」を開催して事業体の指導員を参集させ、研修生に作業をさせる際の遵守事項、研修生を指導する場合の留意事項等を周知徹底する。 <p>e 現地検討会の開催 開催会場を担当する支部においては、本部、研修実施事業体と連携して現地調査箇所の選定等を行い、その他の支部は、出席者を選任して派遣する。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
<div data-bbox="114 264 172 659" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 安全衛生教育の実施 </div>		<p>(カ) 災害発生事業体に対する特別安全指導 重篤な災害につながる恐れのある災害が発生した場合、再発の防止と安全意識の向上を図るため、特別安全指導を実施するよう当該支部に通知・指導を行う。</p>	<p>f 災害発生事業体に対する特別安全指導 本部からの指示に基づき、関係機関の協力の下、特別安全指導チームを結成して、災害発生の状況・原因、事業者の災害防止の措置状況等を調査し、類似災害防止のための指導等を行う。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 4 広報啓発活動の推進 </div>	<p>(1) 労働災害防止大会等による労働安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有</p> <p>ア 労働災害防止大会等の開催</p> <p>イ 「林材業労働災害防止月間」の設定</p>	<p>第47回全国林材業労働災害防止大会を平成22年10月28日(木)鳥取市において開催し、事業場の体験事例発表等を通じて労働安全衛生意識の高揚と有益な安全衛生情報の共有を図る。</p> <p>「全国安全週間(7月1日~7日)」に併せ7月を「林材業労働災害防止月間」に設定し、労働安全衛生意識の高揚を期すため、会長メッセージを発出するとともに、次の事項を重点として計画的な取組展開を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員はじめ林材業に携わる事業者等への災防規程の周知及び遵守徹底 ・ 経営トップ自らによる現場、作業場の安全総点検 ・ 林材業リスクアセスメントの活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各支部は、全国大会への参加勸奨に努める。 ・ 支部及び分会主催による労働災害防止大会、安全技術競技会、安全の誓い等を開催する等により、労働安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図る。 <p>a 「林材業労働災害防止月間」では、次の事項を中心として計画的に支部の実情に即して展開を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部、分会による会員事業場等に対する災防規程の周知及び遵守徹底のための指導の実施 ・ 経営トップによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施 ・ 職長、一般作業員など各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加集会の実施 ・ 現場、作業場における林材業リスクアセスメントの活用促進 <p>b 各事業場に対し、「林材業労働災害防止月間」中、労働安全ポスターの掲示、のぼりの掲揚、安全パトロールの実施、安全唱和等取組事項の実施を指導する。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
4 広報啓発活動の推進	<p>ウ 労働安全及び労働衛生標語ポスターによる労働安全衛生意識の啓発</p> <p>エ 功労者等の表彰並びに「緑十字賞」及び「安全優良職長顕彰」候補者の推薦</p>	<p>(ア) 労働安全及び労働衛生標語について、月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等に掲載し、広く公募するとともに、全国大会の場でも募集する。</p> <p>(イ) 入選標語を使用した安全及び衛生ポスターを複製、販売し、安全衛生意識の高揚・定着を図る。</p> <p>支部の推薦に基づき、全国林材業労働災害防止大会で功労者の表彰を行うとともに、中央労働災害防止協会が表彰する「緑十字賞」及び厚生労働大臣が顕彰する「安全優良職長顕彰」候補者を選考し、推薦する。</p>	<p>a 標語募集について、会員事業場はもとより広く社会一般への周知啓発に努める。</p> <p>b 入選標語を使用した安全及び衛生ポスターを販売し、会員事業場等の安全衛生意識の高揚・定着を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国大会で表彰する功労者等の推薦を行う。 ・ 「緑十字賞」及び「安全優良職長顕彰」の候補者の推薦を行う。
	<p>(2) 図書・安全衛生用具等の普及</p> <p>ア 図書教材等の作成頒布</p> <p>イ 安全衛生用具等の普及促進</p>	<p>図書・教材等について、カタログ作成配布、ホームページ掲載などにより会員事業場等に広く紹介を図ることで、労働安全衛生意識の向上と労働災害防止活動の活性化のため販売促進を図る。</p> <p>本部が関与し開発・改良を行った安全衛生用品・保護具等について、カタログ作成配布、ホームページ掲載などにより会員事業場等に広く紹介するとともに、全国大会での展示、各種講習会等の機会を捉え、労働安全衛生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書・教材等について、会員はじめ林材業に携わる事業者等に積極的な販売、斡旋を行う。 ・ 各種研修会、講習会等の開催に当たり、安全衛生用品、保護具等の展示などにより販売、斡旋を行う。

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
4 広報啓発活動の推進		意識の向上と労働災害防止活動の活性化のため販売促進を図る。	
	(3) 月刊情報誌「林材安全」の発刊による安全衛生情報等の提供	<p>(ア) 最新の労働災害防止情報等に労務管理も含め、月刊情報誌「林材安全」を制作・発刊するとともに編集内容の充実に努め、安全衛生法令等関係の周知及び労働災害防止意識の高揚を図る。</p> <p>(イ) 関係行政機関、関係業界等に積極的に働きかけ、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p>	<p>a 支部の活動状況等の情報・資料の提供、また、各種講習会、現場指導等の機会を捉え、新規購読の勧奨に努め、購読者の拡大を図る。</p> <p>b 労働局署、都道府県等関係行政機関、関係団体等に積極的に働きかけ、購読者の拡大を図る。</p>
	(4) 労働災害、その他情報の周知 ア 労働災害情報の収集分析と提供	<p>労働災害発生状況を支部に速報するとともに、毎年の労働災害の発生動向を分析評価し、その結果を取りまとめ、会員事業場はじめ林材業に携わる事業者等へ広く情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害発生状況速報（厚生労働省・毎月） ・ 死亡災害事例速報（随時） ・ 林材業における労働災害の現状と対策（毎年） ・ 林材業労働災害防止年報（毎年） ・ 「林材安全」への労働災害事例の掲載（随時） 	<p>a 労働局署、都道府県等行政機関との連携を図りつつ、平成12年1月7日通知に基づき迅速に報告する。</p> <p>b 本部からの「労働災害発生状況速報」及び「死亡災害事例速報」を各事業場及び関係団体に情報提供する。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
4 広報啓発活動の推進	イ ホームページによる各種情報の発信	当協会の概要、役割、活動状況、災害速報等の事業活動及び支部の行う各種講習会の実施日程の速やかな掲載と内容の充実に努める。	a 会員はじめ林材業に携わる事業者、関係団体等にホームページの活用を促し、労働災害情報、行政通達等の当協会を行う事業活動の周知を図る。 b 支部は、ホームページの活用を促し、各種講習会の実施日程等の情報提供を行い、受講者の利便性の向上と受講拡大を図る。

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
5 調査研究の実施	(1) 林材業労働災害防止対策の検討	<p>(ア) 小規模零細経営の多い林業事業体における効果的な安全技術指導體制のあり方に関する調査研究を行う。</p> <p>(イ) 製材機械と木工機械の一部にとどまっている現行防災規程を、現場の作業実態に合わせるため、木材加工用機械全般にわたる安全対策に関する調査研究を行う。</p>	
	(2) 間伐作業におけるリスクアセスメントの普及促進【新規】	間伐作業に関連する作業におけるリスクアセスメントの標準モデルの作成を行う。	間伐作業に係る危険性の調査の普及・促進事業で作成したモデルを活用したリスクアセスメントの適切な実施のため、事業場への個別指導を行う。(100事業場)
	(3) 高性能林業機械の安全対策及び安全教育の検討【新規】	各種高性能林業機械に係る安全対策及び安全教育の検討を行う。	

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
6 組織及び事業体制の整備・強化	(1) 支部長会議等の開催	<p>(ア) ブロック別支部長会議を平成23年2～3月に開催し、平成23年度事業計画等(概要)を説明し、本部、支部との共通認識の形成を図る。</p> <p>(参考) 開催予定地 北海道・東北ブロック・・・岩手県 関東・甲信越ブロック・・・東京都 東海・北陸ブロック・・・富山県 近畿ブロック・・・奈良県 中国・四国ブロック・・・愛媛県 九州・沖縄ブロック・・・宮崎県</p> <p>(イ) 全国支部事務担当責任者会議を平成22年7月8(木)～9日(金)に開催し、平成22年度事業計画等を説明し、共通認識の形成と円滑な実施を図る。</p> <p>(ウ) 新任支部事務担当責任者会議を平成22年7月8日(木)に開催し、協会の概要、役割、活動状況及び関係法令等を説明し、支部運営の円滑な実施を図る。</p>	<p>a 地域ブロック内の連携強化を図るため、自主的なブロック支部長会議を開催し、ブロック内の現状及び課題等について、ブロック支部間の共通認識の形成を図る。</p> <p>b 支部は、平成22年度事業計画を踏まえ、それぞれ管内事情に基づき、事業の円滑な実施を図る。</p> <p>c 支部において、事務方の責任者として、協会の行う労働災害防止活動を推進するに当たり、協会の概要、役割、活動状況及び関係法令等を理解し、今後の事業運営を指導する。</p>
	(2) 組織体制の強化	<p>関係行政機関、中央関係団体との連携の下、林材業における労働災害防止に資する自主事業の拡大並びに本部・支部における実施事業、事務の効率化を図り、協会の基盤強化を図る。</p>	<p>支部は、管内実情を踏まえ、労働災害防止活動の活性化に資するため、支部・分会・会員事業場間の連携強化を図る。</p>

区分	事業項目	本部実施事項	支部実施事項
6 組織及び事業体制の整備・強化	(3) 協会未加入事業場に対する加入促進	本部と支部の連携の下、林材業に携わる事業者等のうち、未加入事業場の加入促進のため、各種会議、全国大会等のあらゆる機会を捉え、未加入事業者への加入勧奨に努める。	支部は、関係団体等の連携を図り、管内の未加入事業場の加入促進のため、各種会議、現場指導等のあらゆる機会を捉え、未加入事業者の加入勧奨に努める。
	(4) 総合評価委員会による外部評価の実施	協会の行う事業活動全般について、社会的ニーズを的確に捉え、効率的かつ効果的に実施事業・事務の運営がなされているかを外部有識者からなる総合評価委員会によって評価を受け、改善意見等の指摘を基に、その結果を以後の事業活動に反映させ、よりの確な事業運営を図る。	必要に応じて情報提供を行う。